

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省2-4-3)

施策名	4-3 貿易管理・重要技術マネジメント	担当部局名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	政策評価実施予定時期	令和3年8月
施策の概要	○大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な貿易審査等を実施する。 ○国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国連安保理決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。			政策体系上の位置付け	4 対外経済
達成すべき目標	○適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。			目標設定の考え方・根拠	・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成31年4月9日閣議決定) ・世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)
施策の予算額(執行額) (百万円)	30年度	令和元年度	令和2年度	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) ・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成31年4月9日閣議決定) ・世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)	
	921 (801)	1,317	1,600		

【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
1 外為法・貿易管理制度の企画・構築・普及状況	貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築	令和2年度	テロの脅威の増大、他国の軍事力の強大化、技術調達及び迂回輸出手法の高度化等、安全保障を取り巻く環境は深刻化しており、相俟って、武器転用可能技術等のより厳格な管理が求められている。また、国際条約等に基づく動植物の保全や、国連安保理決議や国際輸出管理会合等に基づく輸出入禁止措置等の対外経済制裁を着実に実施する必要がある。						
2 外為法及び関税定率法に基づく貿易審査状況	外為法及び関税定率法に基づく貿易審査等の着実な執行	令和2年度	我が国においては、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づき、輸出入規制、対内直接投資規制等を実施しているところ、上記背景を踏まえた審査を着実に実施するとともに、アジア各国においても適切な輸出管理の実行を促すよう、昨年と同様に、測定指標として定めるもの(測定指標1及び2)。						
3 原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の着実な執行	令和2年度	経済連携協定(EPA)においては、特恵税率の恩恵を享受するための条件として原産地証明書の作成が規定されているため、国内制度の整備及び普及啓発を着実に実施する必要があり、測定指標として定めるもの。						
4 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の数	産業界における重要技術の適切な管理を進める。	令和3年度	重要技術を守るためには、産業界における技術をはじめとする情報(技術等情報)の適切な管理を促進することが必要であり、そのための手段の一つとして、平成30年9月に施行した改正産業競争力強化法に基づき、国が定めた基準に適合して技術等情報の管理がされているかを認証する機関の認定制度を創設したところであり、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の数を測定指標として設定。統合イノベーション戦略の「我が国の技術的優越を確保、維持する観点や研究開発の成果が大量破壊兵器等に転用されることを防ぐ」と示されていることも踏まえている。						
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値						測定指標
			年度ごとの実績値						
			29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
5 電子ライセンスによる通関割合	-	70%	60%	62%	64%	66%	68%	69%	通関時の手続を電子化し、税関における水際の監視を合理化することは、貿易管理政策の実効性を担保するものとして重要であり、合理化の進捗を測定する指標として、電子ライセンスによる通関割合を選定。NACCSとの完全統合の3年後の令和5年度を目標に70%を目指す。

6	重要技術動向調査(重要技術生産基盤等調査及び機微技術開発動向等調査)	-	-	117件 (累計)	令和5年度	-	17品目	20品目	20品目	20品目	20品目	「産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告書」(令和元年10月)において、大学や企業等が保有する機微技術情報を適切に把握し、把握した情報を政府全体で共有・分析するため、技術動向の把握やグローバルサプライチェーン分析による我が国のチョークポイント分析を行うとともに、適切な機微技術管理に必要な情報を把握し、共有・分析するためには、政府全体で機微技術を「知る」ための体制強化や専門人材の育成・活用が求められると提言されているところ、産業競争力や安全保障の維持・強化に資する重要技術を「知る」ための取組として、重要技術動向調査(重要技術生産基盤等調査及び機微技術開発動向等調査)を実施し、各年における技術開発等の状況を踏まえながら令和5年度に累計117程度の重要技術動向等の把握等を目指す。
						-	17品目	40品目	-	-	-	

【参考指標】

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値						参考指標の選定理由及び設定の根拠	
					28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度
1 海外における輸出管理セミナー等開催件数	-	-	-	-	4	4	3	3	-	-	-	当該セミナーは、アジア諸国全般における輸出管理に対する意識の向上や政府職員の能力向上を目的としたものであり、その開催実績件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
2 安全保障貿易管理説明会受講者数	-	-	-	-	9,285	9,790	9,593	11,392	-	-	-	当該説明会は、安全保障貿易管理制度の普及啓発を目的として実施しているものであり、それに参加した人数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
3 輸出管理内部規程(CP)届出企業数	-	-	-	-	1,440	1,426	1,430	1,414	-	-	-	輸出管理内部規程は、企業が安全保障貿易関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐことを目的として自主的に策定するものであり、その届出件数は、定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。
4 Naccs貿易管理サブシステム説明会受講者数	-	-	-	-	-	1,273	2,310	1,650	-	-	-	制度のスリム化を前提とした電子化の推進については積極的に民間側に普及啓発していくべき課題であり、説明会の開催は当省の取り組みとして定量的に示せる数値であるため参考指標として選定。
5 Naccs貿易管理サブシステム個別企業訪問件数	-	-	-	-	54件	65件	50件	36件	-	-	-	制度のスリム化を前提とした電子化の推進については積極的に民間側に普及啓発していくべき課題であり、説明会の開催は当省の取り組みとして定量的に示せる数値であるため参考指標として選定。
6 電子申請利用率	-	-	-	-	35%	37%	50%	55%	-	-	-	電子申請利用率は外為法に基づく申請手続の電子化の進捗を定量的に示せる数値であるため参考指標として選定。
7 PPI(Peddling Peril Index:危険流布指数)	-	-	-	-	-	142	-	116	-	-	-	PPIは、核関連物質や生物兵器・化学兵器を対象としたテロリスト等の非国家主体への不拡散防止を念頭に輸出管理及び不正取引の防止に係る対策を指標化し定量的に示せる値であるため、参考指標として選定。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	令和元年度行政事業レビュー事業番号
	30年度	令和元年度	令和2年度					
1 重要技術管理体制強化事業	-	1,046	1,600	令和元年度	1, 2	外国為替及び外国貿易法に基づく貿易管理制度を厳格に運用し、その実効性を高めるため、アジア諸国・中小企業・大学等へのアウトリーチ活動や、海外の諸制度等に関する調査を行う。また、技術の進歩に対応した貿易管理を実施するため、国内外の研究開発動向の調査等を行う。 貿易管理に関する手続きの効率化、電子化率の推進のため、申請システムの改善に向けた調査等を行う。	-	0108
2 貿易管理対策事業	0 (0)	265	0	平成30年度	1, 2	情報技術を活用し国内外の技術動向等について情報収集体制を強化することで、機微技術等の移転の審査および機微技術管理等に係る制度の普及啓発活動の効果の向上に寄与する。また、リバース・エンジニアリング対策技術に係る調査・試験研究の成果を輸出審査の許可判断基準に活用することにより、厳格な輸出管理下における適切な機微技術の移転に寄与する。	-	0107